

(1)公認心理師試験 証明書の発行について

あらかじめ「公認心理師の資格取得方法について」(後掲)にてご自身の区分を確認の上、本書面で必要な証明書の名称及び発行申請の際に使用する「中京大学証明書発行願」の種類を確認してください。

確認後、別紙「(2)公認心理師試験 証明書発行申請手続要領」を参照の上、申請してください。

●区分 A(受験資格「A ルート」)の方で、本学学部卒業・本学大学院修了(見込)の方

「公認心理師試験 修了証明書・科目履修証明書」※1と「公認心理師試験 卒業証明書・科目履修証明書」※2の2つの証明書の発行を申請してください。

申請をする際に提出する「中京大学証明書発行願」は、「中京大学証明書発行願」は、※1は“大学院用”を、※2は“学部用”を使用してください。

なお、大学院修了見込の方については、「公認心理師試験 修了証明書・科目履修証明書(見込)」の発行が可能な時期になりましたら別途案内いたします。

●区分 A(受験資格「A ルート」)の方で、本学学部卒業・他大学大学院修了の方

●区分 B(受験資格「B ルート」)の方で、2年以上の実務経験を有する方

「公認心理師試験 卒業証明書・科目履修証明書」の発行を申請してください。

申請をする際に提出する「中京大学証明書発行願」は、“学部用”を使用してください。

「A ルート」および「B ルート」に該当するか否かの判断について(2018年度以降入学生対象)

「A ルート」および「B ルート」に該当するのは、2018年度以降に大学に入学し、学部在籍中に必要な科目を全て修得のうえ、卒業した者に限ります。

また、本学大学院修了の場合は、修了時に該当するか否かについて確認していただいておりますので、説明を省略します。

不明な点がある場合は、教務センター学部係(Tel 052-835-7162)までお問い合わせください。

●区分 D(受験資格特例「D ルート」)の方

「公認心理師試験 修了証明書・科目履修証明書」の発行を申請してください。

申請をする際に提出する「中京大学証明書発行願」は、“大学院用”を使用してください。

「D ルート」に該当するか否かの判断について

「D ルート」(公認心理師法の施行前に大学院に入学し、課程を修了した者又は在籍中の者であって、公認心理師となるために学ぶ必要がある科目を修めたもの)で受験できるか否かの判断基準となる科目の読み替え表を本学ホームページ上に公開しています。

<https://www.chukyo-u.ac.jp/educate/psychol/news/2020/post-3.html>

ご自身で「D ルート」に該当するか否かの判断がつかない場合は、「公認心理師試験 修了証明書・科目履修証明書」発行の申請をしてください。該当する場合は、当該証明書を送付します。該当しない場合(科目が不足している場合等)は、その旨を記した書面と「成績・単位修得証明書」を送付します(該当・非該当にかかわらず、1通につき200円の証明書発行手数料は必要となりますのでご了承ください)。

●区分 E(受験資格特例「E ルート」)で、本学学部卒業・本学大学院修了の方

「公認心理師試験 修了証明書・科目履修証明書」※1と「公認心理師試験 卒業証明書・科目履修証明書」※2の2つの証明書の発行を申請してください。

申請をする際に提出する「中京大学証明書発行願」は、※1は“大学院用”を、※2は“学部用”を使用してください。

「E ルート」に該当するか否かの判断について

大学院修了時に該当するか否かについて確認していただいておりますので、説明を省略します。
不明な点がある場合は、教務センター大学院係(Tel. 052-835-9863)までお問い合わせください。

●区分 E(受験資格特例「E ルート」)で、他大学学部卒業・本学大学院修了の方

「公認心理師試験 修了証明書・科目履修証明書」の発行を申請してください。

申請をする際に提出する「中京大学証明書発行願」は、“大学院用”を使用してください。

「E ルート」に該当するか否かの判断について

大学院修了時に該当するか否かについて確認していただいておりますので、説明を省略します。
不明な点がある場合は、教務センター大学院係(Tel. 052-835-9863)までお問い合わせください。

●区分 E(受験資格特例「E ルート」)で、本学学部卒業・他大学大学院修了の方

●区分 F(受験資格特例「F ルート」)で、本学学部卒業・2年以上の実務経験を有する方

「公認心理師試験 卒業証明書・科目履修証明書」の発行を申請してください。

申請をする際に提出する「中京大学証明書発行願」は、“学部用”を使用してください。

「E 又は F ルート」に該当するか否かの判断について

「E 又は F ルート」(公認心理師法の施行前に大学に入学し、4年制大学において公認心理師となるために学ぶ必要がある科目を修めたもの)で受験できるか否かの判断基準となる科目の読み替え表を本学ホームページ上に公開しています。

<https://www.chukyo-u.ac.jp/educate/psychol/news/2020/post-3.html>

※2002年度以前入学生の方の読み替え表は公開しておりません。学部にて個別に確認をいたします。なお、確認には2週間ほどお時間を要する場合がありますのでご了承ください。

ご自身が「E 又は F ルート」において、本学学部で学ぶ必要がある科目をすべて修得しているか否かの判断がつかない場合は、「公認心理師試験 卒業証明書・科目履修証明書」発行の申請をしてください。該当する場合は、当該証明書を送付します。該当しない場合(科目が不足している場合等)は、その旨を記した書面と「成績・単位修得証明書」を送付します(該当するか否かにかかわらず、1通につき200円の証明書発行手数料は必要となりますのでご了承ください)。

なお、F ルートで「大学卒業後に実務経験を積むことで公認心理師試験の受験資格を得ることができるとされている施設」とは文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めた施設に限ります。該当する施設は厚生労働省HPをご確認ください。

以上